

仕 様 書

1 業務名 認定調査支援システム用インターネット回線提供業務

2 業務履行期間 令和7年7月11日～令和12年3月31日

3 インターネット回線の提供期間及び提供回線数

(1) 提供期間 令和7年7月11日～令和12年3月31日

(2) 提供回線数 221回線

※ノートPC：11回線、タブレット：210回線

4 SIMカード納入期限及び納入場所

(1) 納入期限 令和7年7月11日

(2) 納入場所

神戸市中央区伊藤町119番地大樹生命神戸三宮ビル3階

株式会社 日本ビジネスデータプロセッシングセンター 自治体DX推進部

5 業務概要

本市が所有する11台のノートPCと210台のタブレットにてインターネット通信（LTEデータ通信）（以下、「データ通信」という。）を行うため、本業務の受託者（以下、「受託者」という。）は、4(1)に示す納入期限までに、データ通信に必要なSIMカードを4(2)に示す納入場所に納入し、3(1)に示す期間のデータ通信を提供するもの。

6 本市が所有するノートPC

本市が所有するノートPCについては、以下のとおり。

(1) 製造元：株式会社 日本HP

(2) 商品名：ProBook 445 G11 Notebook PC (Windows 11 Pro版)

(3) 型番：B13VXPA#ABJ

※ノートPCは入札前のため、上記のものとは変更になる可能性がある。同等品で落札した場合は、その製造元、商品名及び型番を6月19日以降に伝える。

7 本市が所有するタブレット

本市が所有するタブレットについては、以下のとおり。

- (1) 製造元：富士通株式会社
- (2) 商品名：LIFEBOOK U3114X/S（無線 WAN（LTE）モデル）
- (3) 型番：FMVU86005

8 データ通信の提供に係る業務要件

- (1) 納入するSIMカードについては、6「本市が所有するノートPC」及び7「本市が所有するタブレット」に示した物のSIMカードスロットに挿入可能なサイズ(micro SIM又はnano SIM) とすること。
- (2) 4G通信（データ通信）で接続可能なこと。
- (3) 提供する各回線について、ノートPCは各月50GB未滿、タブレットは各月20GB未滿でデータ通信が可能であり、上限を超過した場合でも、速度制限（128kbps以上）を行った状態でデータ通信が可能なこと。

なお、受託者の都合により上限を超えた場合でも速度制限を行わない場合は、その超過分の利用に係る追加料金は生じないこと。

- (4) 月内のデータ通信量が上限を超過した場合に、本市からの申し出に基づき、別途本市が費用を支払うことにより、データ容量の追加が可能なこと。なお、受託者の都合により上限を超えた場合でも無制限に速度制限を行わない場合は、この限りではない。
- (5) データ通信については、インターネット回線の提供開始日以降（令和7年7月11日～）に可能とするものとし、それ以前の期間に係るデータ通信を制限すること。
なお、受託者の都合により制限を行わない場合は、その期間分のデータ通信に係る料金は生じないこと。
- (6) 本市が重大な障害と判断した事象については、原因、再発防止策等を報告すること。
- (7) 回線及び各種サービスのメンテナンス等の受託者の都合により、受託者が提供する回線のサービスに影響等が発生する場合は、緊急時を除き、本市に対して事前に通知を行った上で作業を行うこと。
- (8) 受託者が提供するデータ通信状況（日次データ・月次データ）について、インター

ネットアクセス等により担当課が確認可能なこと。なお、インターネットアクセス等による確認ができない場合、前月分のデータ通信状況(日次データ・月次データ)を毎月担当課に提出することをもって代替とすることを可能とする。

(9) SIMカードのサイズについては、6月19日以降に伝える。

(10) 通信サービスはKDDI、NTT ドコモ、Softbankとすること。

9 提出書類

提出書類	提出時期	提出方法
SIMカードの納品が確認できる書類 SIMカードに付した回線識別番号一覧	4(1)に示す納入期限	別途指定
業務完了届 データ通信状況報告書	毎月、前月分を提出 ※3月分は履行完了後、速やかに提出	

※ 上表に記す書類の他、本市が必要であると判断するものについては、協議の上、都度提出すること。

10 契約金額の支払いについて

(1) 初期登録料等の回線の利用開始前に必要な費用については、受託者によるSIMカードの納入確認をもって履行が完了したものとし、これを支払うものとする。

(2) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料等のデータ通信を行う際に必要な一切の費用を単価料金に含めることとし、別途費用は支払わないものとする。

(3) 月途中で回線の利用状態に変更が生じた回線については、その契約単価の全部(または一部)を日割で支払うことを可能とする。日割の計算方法については、契約締結前に委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

11 その他留意事項

(1) SIMカードの納入にあたっては、担当課と事前に打ち合わせを行うこと。

(2) インターネット回線提供期間内でのデータ通信に必要な一切の費用について、本契約に含めること。

(3) 提供する各回線の利用状況(想定)について、表1「利用回線数(想定)」のお

りとする。

表1 利用回線数（想定）

対象年月	ノート PC (50GB 以上)	タブレット (20GB 以上)	合計
令和7年7月	11	210	221
令和7年8月	11	210	221
令和7年9月	11	210	221
令和7年10月	11	210	221
令和7年11月	11	210	221
令和7年12月	11	210	221
令和8年1月	11	210	221
令和8年2月	11	210	221
令和8年3月	11	210	221
令和8年4月	11	210	221
令和8年5月	11	210	221
令和8年6月	11	210	221
令和8年7月	11	210	221
令和8年8月	11	210	221
令和8年9月	11	210	221
令和8年10月	11	210	221
令和8年11月	11	210	221
令和8年12月	11	210	221
令和9年1月	11	210	221
令和9年2月	11	210	221
令和9年3月	11	210	221
令和9年4月	11	210	221
令和9年5月	11	210	221
令和9年6月	11	210	221
令和9年7月	11	210	221
令和9年8月	11	210	221
令和9年9月	11	210	221

令和9年10月	11	210	221
令和9年11月	11	210	221
令和9年12月	11	210	221
令和10年1月	11	210	221
令和10年2月	11	210	221
令和10年3月	11	210	221
令和10年4月	11	210	221
令和10年5月	11	210	221
令和10年6月	11	210	221
令和10年7月	11	210	221
令和10年8月	11	210	221
令和10年9月	11	210	221
令和10年10月	11	210	221
令和10年11月	11	210	221
令和10年12月	11	210	221
令和11年1月	11	210	221
令和11年2月	11	210	221
令和11年3月	11	210	221
令和11年4月	11	210	221
令和11年5月	11	210	221
令和11年6月	11	210	221
令和11年7月	11	210	221
令和11年8月	11	210	221
令和11年9月	11	210	221
令和11年10月	11	210	221
令和11年11月	11	210	221
令和11年12月	11	210	221
令和12年1月	11	210	221
令和12年2月	11	210	221
令和12年3月	11	210	221
計	627	11,970	12,597

- (4) 本業務の遂行にあたり、業務履行期間中または業務履行期間終了後において、受託者は担当課以外の本市職員を含む何人に対しても、業務上知り得た一切を漏らさないこと。また、本市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりせず、業務終了後速やかに返却すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、都度担当課と協議の上、対応すること。また、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合についても、担当課と協議の上、対応すること。
- (6) 受託者の社名及び担当者等が変更になった場合、遅滞無く担当課に連絡すること。

12 担当課

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階

電話：011-211-2547 担当：藤本